

岐阜県公報

第 九 十 一 号

令和二年三月二十七日

(金曜日)

目次

規 則

○岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課)二〇二^{ページ}

○岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(同)二〇二

○岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課)二〇二

○岐阜県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

(農産物流通課)二〇五

公安委員会規則

○交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課)二〇五

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課)二〇六

○道路の供用開始

(道路維持課)二〇六

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会)二〇七

○個人演説会等を開催することができる施設の指定等

(同)二〇八

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消

(同)二〇八

公 示

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

(農地整備課)二〇九

○県営土地改良事業の変更計画の決定

(同)二〇九

○県営土地改良事業の廃止処理計画の決定

(同)二〇九

○土地改良事業の工事の完了

(同)二一〇

○土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所)二一〇

○落札者等に関する公示

(教育財務課)二一一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和二年三月二十七日

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

別記第二号様式中

明大図	を	に、	を	に、
井	田	田	田	田
田	田	田	田	田

「を」「に」「車椅子」「を」「車イス」「に」「絶対」「を」「たえず」

今に改め、同様式注1中の附冊田外を附冊田外に改め、同様式注

「ケース記録表」に記述する 40、「ケース記録表」(別記第 5 号様式)に

記入すること

別記第二十二号様式中

男・女 田生 月 年 明大監 在

坪田 芳子

改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「更生施設」の下に「日常生活支援住居施設」を加える。

別記第二十二号様式中

を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式 (第8条関係)

身体障害者手帳交付申請(変更届出)書

岐阜県知事 様

申請理由 (届出)	11 新規交付申請			手帳交付
	21 県外からの転入	22 岐阜市からの転入		要 不要
	51 破 損	52 紛 失	59 その他再交付	
	61 再判定による更新	62 障害の追加	63 障害程度の変更	
	71 本人氏名・住所変更	72 保護者氏名・住所変更	79 その他変更	

年 月 日

発行者	手 帳 番 号
2 1	

申請者 (届出)	氏 名			⑧
	電話番号	()	—	続柄

本人	カタカナ		個 人 番 号
	氏 名		
	住 所	(〒 —) (TEL) () —	生 年 月 日 年 月 日

保護者 (人が15歳未満)	カタカナ		本人との続柄	1 同居 2 別居
	氏 名		電 話 番 号	() —
	住 所	(〒 —)		

県外から転入	転入元県	都 道 府 県	氏 変 更 名・住所の更	変 更 前	変 更 年 月 日
	転入年月日	年 月 日		氏 名	本 人 保 護 者
				住 所	(〒 —) 年 月 日

判定	交付年月日 (変 更)	障害 等級	運賃 割引	再認定を要する年月 及び障害部位	現 手 帳	障害原因・障害名	町 村 受 付	福祉 事 務 所 受 付	
	年 月 日	級 種	年 月 部位						
障害 の 内 容	障 害 の 状 況			視力 (万国式視力表)		交 付 年月日	年 月 日		
	部 位 コード	障害原因 コード	障 害 コード	左 右					
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
⑥									
				聴力レベル (デシベル)		障 害 等 級	級		
				左 右					
						旅客会社 運賃割引	1 種 ・ 2 種		

- 注 1 県外及び岐阜市から転入の場合、既発行者手帳の障害名、等級、運賃割引種別、交付年月日等を記入し、当該手帳の写しを添付すること。
- 2 再交付申請の場合についても、全て上記1の例注により既発行者手帳の内容を記入すること。
- 3 新規交付申請及び再交付申請の場合の申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
- また、住所・氏名等の変更の場合の届出者氏名については、記名のみとすること。

別記第八号様式中「付録」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式及び別記第八号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式及び別記第八号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

岐阜県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表一の表飛驒の部神岡同の項中「館野町」の下に「谷、中山、横山、杉山、東茂住、西茂住、東漆山、西漆山、土、牧、跡津川、佐古、大多和」を加える。

別表二の表岐阜羽島の部竹鼻同の項中「福寿町本郷」の下に「福寿町本郷一・二丁目」を加え、「福寿町千代田一丁目」を「福寿町千代田一・三丁目」に改め、同表大垣の部駅前同の項の前に、次のように加える。

駅	北 同	
	大垣市林町六丁目	大垣市のうち
		笠木町、笠縫町、河間町一・五丁目、宿地町、見取町一・二丁目、室村町一・三丁目、八島町、貝曾根町、中野町一丁目、林町一・十丁目、加賀野一・二丁目

別表二の表大垣の部駅前同の項中「大垣市高屋町一丁目」を「同 市高屋町一丁目」に、「大垣市の」を「同 市の」に改め、「笠木町、笠縫町、河間町一・五丁目、宿地町、林町一・六丁目、見取町一・二丁目」を削り、「（北連合自治会分）、室村町一・三丁目、八島町（北連合自治会分）」を「木戸町、木戸町二丁目、桐ヶ崎町、東外側町二丁目、見取町三・四丁目、宮町一・二丁目、室本町一・四丁目、室町一・二丁目、室村町四丁目、宝和町」に改め、同部郭町同の項中「木戸町（興文連合自治会分）、木戸町二丁目、桐ヶ崎町」及び「東外側町二丁目」を削り、「見取町三・四丁目、南一色町（興文連合自治会分）、宮町一・二丁目、室本町一・五丁目、室町一・二丁目、室村町四丁目」を「室本町五丁目」に改め、「船町一・二丁目」を削り、同部三城同の項中「大島町一・三丁目、開発町一・五丁目」及び「津村町、津村町一・五丁目」を削り、「加賀野一・五丁目」を「加賀野三・五丁目」に改め、「波須町」を削り、同部桑田同の項中「貝曾根町」を削り、「北方町」を「」に改め、「中野町一・五丁目」を「中野町二・五丁目」に改め、「林町七・十丁目」及び「八島町（中川連合自治会分）」を削り、「領家町一・三丁目」の下に「大島町一・三丁目、開発町一・五丁目、津村町一・五丁目」を加え、同部割田同の項中「木戸町（西連合自治会分）、宝和町」を削り、「船町三・七丁目」を「船町一・七丁目」に改め、同表関の部旭ヶ丘同の項中「旭ヶ丘同」を「旭ヶ丘同」に、「鋳物師屋」を「笠屋一・二丁目」に改め

る。

別表三の表飛驒の部茂住同の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表二の表岐阜羽島の部竹鼻同の項及び別表二の表関の部旭ヶ丘同の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字宇峠二五九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇字峠二五九の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東横山字橋川八三の八、八五、九二の二、九三、九四、九五の一、九五の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
一般 国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町檀原字村平二二五番一―地先から 同 郡 同 町 塚 字 カン土段一―番三―地先まで	一九三・〇	令和 二・三・二七	平成 二二・四・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和2年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,670,853人
- 2 総数の50分の1の数
33,418人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,857人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数（人）	3分の1の数（人）
岐 阜 市	338,305	112,769
大 垣 市	147,108	49,036
高 山 市	74,594	24,865
多 治 見 市	92,673	30,891
関 市 ・ 美 濃 市	89,799	29,933
丹 波 川 市	64,862	21,621
瑞 浪 市	31,135	10,379
羽 島 市	55,600	18,534
恵 那 市	41,862	13,954
美 濃 加 茂 市	42,510	14,170

土 岐 市	48,045	16,015
各 務 原 市	121,012	40,338
可 児 市	94,596	31,532
山 県 市	22,713	7,571
瑞 穂 市	42,679	14,227
飛 騨 市	20,459	6,820
本 巣 市	42,801	14,267
郡 上 市	34,851	11,617
下 田 市	27,253	9,085
海 津 市	29,047	9,683
羽 島 郡	39,142	13,048
養 老 郡	24,140	8,047
不 破 郡	28,182	9,394
安 八 郡	19,863	6,621
揖 斐 郡	56,236	18,746
加 茂 郡	41,386	13,796

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
岐 阜 市	岐阜市もえぎの里多目的体育館 競技場兼集会場	岐阜市柳津町下佐波西1丁目41番地	500人
多治見市	多治見市根本交流センター 大ホール 小ホール 会議室1	多治見市根本町3丁目55番地の1	120人 30人 42人
	多治見市精華交流センター 大ホール 研修室 和室	多治見市上野町4丁目23番地の1	200人 70人 30人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
多治見市	多治見市本土児童館	多治見市小田町1丁目20番地

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

内 容	所 在 地
介護付有料老人ホームなるがの憩いの郷	郡上市白鳥町那留1527番地24

公 示

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
真 名 田 地 区	多治見市役所 御嵩町役場所	令和二・三・二七から 同 四・二四まで

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
加子母地区	中津川市役所	令和二・三・二七 同 四・二四

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐川以東第三期地区	大垣市役場所 安八町役場所	令和二・三・二七 同 四・二四

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
ごうど地区	神戸町役場	令和二・三・二七 同 四・二四

○県営土地改良事業の廃止処理計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の

地区に係る県営土地改良事業の廃止処理計画を決定したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該廃止処理計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
午 北 地 区	羽 島 市 役 所	令和 二・三・二七 ・ 四・二四

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
ため池等整備事業	岐阜東部地区（郷戸池）	令和 二・二・二八

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
真 桑 井 水 土 地 改 良 区	令和 二・三・一八

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
真 桑 方 井 水 土 地 改 良 区	令和 二・三・一八

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
政 田 井 水 土 地 改 良 区	令和 二・三・一八

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
土 地 改 良 区	認可年月日

○落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二廿三月二十七日

岐阜県区長 中 田 謙

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県立高等学校（岐阜県立飛騨神岡高等学校を除く。）、岐阜県立特別支援学校（岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校を除く。）及び岐阜県総合教育センターで使用する電気（予定数量）23,013,340kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年12月25日
- 4 落札者を決定した日 令和二年2月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社 F—P o w e r
代表取締役 沖 隆
- 6 落札金額 329,898,887円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会 教育財務課
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和二年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社